

# 清代加級考

——中国官僚制度の一側面——

大野 晃 嗣

【要約】 清代の官僚の肩書きには、類繁に「加級」が現れる。これは、様々な褒賞の一つを形成していた。ただし、これは明代にはほとんど見出すことが出来ない。この制度は、清初から乾隆年間にかけて、整備されまた変質し、当初のステータスを上昇させる褒賞としての価値を失っていく。しかし逆に官僚の処分との相殺措置が次第に整頓され、そこに特徴を見出すことが出来る。そのため、清代の官僚は捐納を通して、あらかじめ加級を入手し、処分に備えた。清朝国家が取ったこのような仕組みの巧緻さは、伝統中国に一貫する官僚機構の強靱さを支えた一つの柱のように思われる。

史林 八四巻六号 二〇〇一年一月

## 緒 言

趙弘燮は、康熙四十三年（一七〇四）に河南巡撫に昇進して以来、康熙六十一年（一七二二）に死去するまで、直隸巡撫等をほとんど二十年近くにわたって勤め上げた、著名な官僚である。

今彼の河南巡撫昇進後の正式な肩書きの変化を『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』より編年で追ってみると以下のようになる（なお日付は、その肩書きが始めて現れる奏摺の日付である）。

・康熙四十四年（一七〇五）

五月二十一日付

巡撫河南等処地方提督軍務兼理河道都察院右副都御史加四級

九月 八日付

巡撫河南等処地方提督軍務兼理河道都察院右副都御史加七級

この年彼は直隸巡撫に任命された。

・康熙四十五年（一七〇六）

三月 三日付

巡撫直隸等処地方管轄紫荆密雲等関隘贊理軍務兼理糧餉都察院右副都御史加七級

・康熙四十六年（一七〇七）

四月 十二日付

巡撫直隸等処地方管轄紫荆密雲等関隘贊理軍務兼理糧餉都察院右副都御史加九級

・康熙五十三年（一七一四）

十一月 十日付

巡撫直隸等処地方管轄紫荆密雲等関隘贊理軍務兼理糧餉都察院右副都御史加九級又加四級

そして康熙五十四年、十年に渉る巡撫勤めに対し、總督銜を加えられた。

・康熙五十四年（一七一五）

三月 十一日付

總督管理直隸巡撫事務都察院右副都御史加九級又加四級

三月二十一日付總督管理直隸巡撫事務兵部右侍郎兼都察院右副都御史加九級又加四級

・康熙五十五年（一七一六）

五月二十三日付

總督管理直隸巡撫事務兵部右侍郎兼都察院右副都御史加十級

その後、康熙六十一年四月の奏摺まで肩書きに変化はない。先も述べたように、康熙六十一年彼は死去し、その残務を処理する形で、兄弘燦の子、之垣が直隸巡撫を代理したが、雍正帝になって、「庸劣」との理由で解任されている。

本小考は、彼の肩書きにも見える「加級」制度の内容・変遷を論じ、併せて他のインセンティブを高める手段にも言及する。そしてこれらを通じて、官僚社会内での上昇をもたらす、国家が用意した多様な形式と、官僚社会を貫く安定すべき秩序・上下関係との間で、なるべく公平に、かつ無理なく受容できる現実的な制度の形を追求しようとした人々の形跡と営為、そしてそこに存在する細やかな配慮の一端を明らかにすることが目的である。

また、この「加某級」という肩書きを持つ例は、清代の史料上では、それこそどこでも目にすることが出来るが、明代においてはほとんど探し出すことが出来ない。それゆえ、第二章の註①で言及するように、明代に萌芽があることは疑いないのだが、事実上清代に入ってから発展して制度化されたものと言っても大凡間違いないであろう。

ただ、管見の限り、この「加級」についての先行研究は存在しない。これは清代官僚制研究全般に言えることであるが、近年研究に著しい進歩の見られる「捐納制度」を除けば、「署職制度」「候補制度」「罰俸制度」「保举制度」といった、清代官僚制・人事制度を語る上で鍵となる制度のどれについても、十分に満足のいく研究はなく、凡そ百年前に編纂された『清国行政法』(一九〇五～一五年)の水準を抜くものではない。

本小考で取り扱う加級制度は、清代官僚機構・人事制度に張り巡らされた網の目の一つでしかないが、他面、以上のような鍵となる諸制度が多かれ少なかれ関係を持つ結節点の一つでもある。従って本稿でも端々で記録制度、降級制度、罰俸制度といった重要な他問題にも触れることになるであろう。

以上の点において、この「加級」制度は、清代の官僚制度の、ひいては伝統中国における官僚制度の特質をいささかなりとも解明する上で、小さいながらも一つの突破口となりうるものである。

## 第一章 官僚の「本官」と「銜」「正俸」

そもそも「級」とは、正・従各一品階をそれぞれ一級と数えるものである。

官は九品に分けられ、各々正・従(二系統)に分繋され、級は十八、九品に及ばないものを未入流という。

(『清史稿』卷一百十四、職官一、吏部)

中書(明代では従七品)は考満十二年にして、やっと三級を陞って主事(正六品)となる。(『万曆野獲編』、任子為郎官)という史書の記載は、それを端的に示している。

では一体、「加級」とは、どのような実態を持つものなのであろうか。官僚の何に「加級」するのであろうか。このことを検討する為には、官僚のステータスを示す諸要素について、まず若干確認しておく必要があるであろう。

### 第一節 「本官」と「兼銜」「加銜」

一般的に清代の官僚は、一つの官人としての官品を示す「銜」(肩書き)を帯び、本人の「職任」(実際に職権を行使して遂行すべき職務)を示す「缺」に位置付けられている。所謂「職事官」というのは、この「銜」と「缺」の複合によって形成されたものと考えてよい(今は「署事官(事務代理)等」を省き、最も単純なものを想定する)。そして、官僚は、この官品を示す「銜」のランクに照らして「頂帯」(頂子と腰帯)を發給される。またこの官品は俸禄を受け取る際の「寄禄階」ともなる。例えば、ある官僚が某県知県に任命された場合、彼は、正七品の官人として、「某県知県」缺にて知県としての職任を遂行する。そして彼は黄頂子を戴き(正七品の官人を示す)、正七品としての「正俸」(官品に対応した戸部規定の俸銀。

所謂「柴薪銀」などの公務遂行上の補助費は含まない。を受ける。これらは基本的に一対一に対応して一定の平衡関係を維持しており(無論正七品官なら必ず知県であるというわけではない)、まとめて一つの「本官」を形成している。

通常官僚が昇進したり、また国家が優遇を示すといった、広い意味での官僚社会内での上昇を結果する場合、この「本官」を構成する一つないし複数の要素が上昇するか、またはその「本官」の外になんらかのステータス要素を付与することによって、それが実現される。この内、「本官」を形成する要素がすべて一律に上昇する場合、則ち最も一般的に昇進とみなされる場合、を「陞用」という。

しかし、容易に想像されるように、ポストの不足、及びそれに伴う陞遷人事の重層的な停滞(壅滞)を幾分かは緩和させる手段として、また所謂分不相応の観点(「俸淺之員」であるから、陞用には早すぎる等<sup>①</sup>)から、また実際に後任を得難いといった様々な現実に対処できるように、この「陞用」以外にも、いくつもの態様を異にする上昇形態(これに所謂格式を高める程度のものを含めてもよいであろう)が準備された。例として、以下にその中で大きな位置を占める「加銜(陞銜)」と「兼銜」について取り上げよう。

◎「加銜」

周知のように、「加銜」と「兼銜」は、前者が特定の人間に対して与えられるものであるのに対し、後者は、ある特定の官にある者は、基本的に必ずこの肩書きを所有するという一点において、全く大きく区別される<sup>②</sup>。まず二者内の「加銜」について見てみよう。

「加銜(陞銜)」は、大きく二つの種類に分類することが分かりやすい。

一つは、「本官」の外に与える場合である。従ってこれに該当する個人は、「加銜」以外に「本官」を所有している。つまりこのケースは、「本官」の外に付与されるという点においては、次に扱う「兼銜」と類似した性質を帯びているといっているであろう。いわば格式を高め優寵を示す手段として、最も簡便なものの一つといつてよい。



素としての「銜」も「頂帯」も上昇するわけであるが、逆に、高位の頂戴や銜を使用していても、平衡する「本官」を所  
有しているとは必ずしも限らないことを示している。例えば、方濬師は

……軍事行動（太平天国の乱を指す）があつて以来、捐例は日増しに増えている。各官には捐納で虚銜（職任を伴わない  
名目だけの銜）を入手することを許された条例があつて、近頃では知県で同知・知州の銜頂を使用しないものはおら  
ず、七品の冠服など、大勢の中で二三人に過ぎない。  
（『蕉軒随録』卷三、知県加銜）

と陳べ、このあと「名器の濫、是れ宜しく省くべきなり。」と嘆息する。ここには低い「本官」でありながら、より高位  
の頂戴を纏い、銜を帯びることが常態でさえあつたことが示されている。なおこの『蕉軒随録』の記事では、「加銜（捐  
納で手に入れた捐銜）」によって、頂戴・服飾が相当のものに変化していることに注意したい。つまり先に見た総署大臣奕  
勳等の意見も「京卿銜（従三品以下）」の加銜によって、冠服も相当のものに変化するが、頂戴は更に上昇させて二品のもの  
を使用させると解釈すべきであることが分かる。

さて、次に本官の構成要素である「銜」を上昇させる「加銜」について取り上げたい。この場合、本官の「銜」のラン  
クよりも上級の「銜」を与えられる場合が常であるから、「陞銜」とも表現される。

このケースの「加銜（陞銜）」の中で、「銜」のみが上昇し、職任は現在のまま遂行する（留任）ことを「陞銜留任」  
といい、しばしば「銓選則例」等の規定にも現れる。これは、特に総督・巡撫（以下督撫と略称）や中央衙門の堂官（長  
官・次官）が有能な官員を手元に置いておきたいときや、また適切な後任を得難い場合を想定している。<sup>④</sup>

ただ、史料上に現れる実例としては、「留任」になる以外に、「陞銜」と同時に別の職任を遂行するケースも多いように  
思われる。それぞれに「陞銜」の性質をよく表していると思われるので、幾つか実例を挙げてみよう。

①「陞銜留任」の例・直隸巡道であつた常德寿は、巡撫李維均の奏請により、雍正帝から、陞銜させた上で俸禄を与え、  
そのまま職任を遂行させること（「加うるに陞銜を以て食俸せしめ、仍ほ原任に留む」）を認められた。<sup>⑤</sup>

②「陞銜留任」の例…明朝から戸部職を務めてきた戸部郎中（正五品）王弘祚（後に戸部尚書となる）は、「賦役全書」編纂に当たって、戸部から「加銜」の上、そのまま更に長く職任を遂行させること（「加銜久任」）を奏請された<sup>⑥</sup>。その結果、まず太僕寺小卿（正四品）銜を加えられ、その後更に太僕寺卿（従三品）銜を与えられ、順治十年（一六五三）三月、戸部右侍郎に陞用された<sup>⑦</sup>。

特に王弘祚の例（②）は「銜」の性質をよく示している。彼は太僕寺卿銜を加銜されたことよって、「太僕寺卿仍管戸部郎中事」として、戸部の職任を遂行した。しかしながら言うまでもなく、太僕寺の職任とは一切関係がなく、またこの間、陞用された太僕寺卿が別にいる（黄徵允、他）。即ち、元来陞用してしかるべき人材に対して、陞銜によつて肩書きを付与して官人としてのランクを上げ、官僚社会での上昇を当人に与えつつ、同時に事務効率上の適材適所をも充たすように留任という人事が取られていることが分かる。

また陞銜の上で、某かの職任を管理遂行させることを「陞銜管事」といい（即ち②の例もこれに該当する）、陞銜の上で、同品級の他官に遷る（「調」「改調」という）場合を「陞銜調任」といい、共にしばしば史料に現れるので、この例も挙げておこう。

③「陞銜管事」の例…帰徳府通判（正六品）祖承祚は、河南巡撫石文焯によつて奏請され、同知銜を加銜された上で管理符異事の任に当てられた（なおこの場合、帰徳府通判は原任扱いとなる）<sup>⑧</sup>。

④「陞銜調任」の例…延安府知府であつた沈廷正（後の貴州巡撫）は、雍正帝より「居官声名甚好」として、道銜を加銜され西安府知府に遷つた<sup>⑨</sup>。

上記の四例は、典型的なケースであるが、一風変わった例もあるので、ここで見ておこう。

⑤「陞銜管事」の特例…劉正遠の例。彼は、山東青州府臨朐県の出身で、康熙五十一年（一七一二）壬辰科に三甲百二名で合格した<sup>⑩</sup>。彼は恐らく候選知県（知県の資格を所有して、何処の知県に任命されるか、吏部の銓選の順番を待っているも

の( )にいささか長くあつた後、康熙六十一年、江南宿遷縣知縣に任命された(乾隆『江南通志』卷一百八、職官志、文職十)。そこで、漕米を滞留した事件に引つかり、一旦免職(革職)処分となつた(雍正五年(一七二七)十二月)。ところが雍正六年(一七二八)三月引見の結果、雍正帝の目にかない、一転浙江總督李衛に渡して同知か知州として試用するように、と旨が降る。そして、ほどなく同年四月二十四日、今度は広東に送られ、同知銜を加銜され、肇慶府の任務に当たるとの上諭があつた。<sup>⑭</sup>

彼の肩書きを正式に書くと「肇慶府以同知銜管知府事劉正遠」となる(『世宗憲皇帝硃批諭旨』卷二百五十一、雍正九年八月二十四日付広東巡撫鄂彌達謹奏)。なお、乾隆『広東通志』卷二十九、職官志四の肇慶府知府の項は、劉正遠を知府として列名する。確かに彼が「管肇慶府知府事」として職務を遂行していた時、「誰が肇慶府知府であつたか」と言われれば、劉正遠であつたと言ふべきであらう。ただ彼の履歴を見れば明らかのように、彼と、「陞用」によつて「知府」に任命された官僚とは、同じ知府の項に列名されていても、実際の人事・履歴上はなかなか越えがたい差があつたことは、やはり注意すべきであらうと思ふ。

また、「陞銜」が同時に「陞用」となる場合も当然存在する。

⑥ 「陞銜即用」の例：康熙帝の寵臣であり詩人としても著名な高士奇の例。康熙十六年(一六七七)十一月十八日、それまで詹事府録事(従九品)であつた彼に、「内閣中書」(正七品)を加銜し、さらに正六品俸を支給するとの諭が降つた。<sup>⑮</sup>

この結果の彼の肩書きを正確に記すと、「内閣撰文中書舍人支正六品俸高士奇」となる。<sup>⑯</sup>これで分かるように、この加銜によつて、「本官」が上昇し、彼は中書舍人に陞用されたのである。このケースは「凡そ加銜は、特恩より出で、定秩無し」(雍正「欽定吏部銓選漢官則例」卷三、陞銜留任、増例<sup>⑰</sup>)という加銜の一面を如実に伝えている。

なおこれらの「加銜」は「本官」を構成する「銜」が上昇する場合であるから、頂帯等も、「陞銜」に照らして發給さ

れたと考えるのが自然であろう。つまり②の場合は、加銜によって正五品↓正四品↓従三品と頂帯等は上昇したであろうし、③と⑤の場合は職任こそ違うものの頂帯等は同知銜（正五品）のものを、また④の場合は道銜のものを発給されたと考えられる。<sup>18)</sup>

### ◎兼銜

先にも触れたように、「兼銜」とは、ある特定の官にある者は、基本的に必ずこの肩書きを所有するという一点において、「加銜」とは区別される。

例えば督撫が兵部・都察院の堂官を「兼銜」することはよく知られている。この種の「兼銜」は、一般に某かの職任を遂行する上で、この「銜」を持っておくのがふさわしいと思われることの現れであり、また場合によっては、遂行すべき職務の限定性と正当性が付与されるものであると考えることが出来る。督撫が兵部銜と都察院銜を帯びるのも、その制兵権と監察権を表す。

この督撫の兼銜について、以下に少し詳しく見てみよう。実はそこに、意味のある区別が設けられていることが分かる。まず総督（正二品）だが、乾隆十四年以前は、尚書銜の兼銜の有無によって、二種類に分けられる。尚書銜（従一品）を兼銜する者は、同時に都察院右都御史（従一品）を兼銜するが、持たぬ者は、兵部右侍郎銜（正二品）と都察院右副都御史銜（正三品）となる。乾隆十四年以降は、皆右都御史を兼銜することになったが、尚書銜を兼銜するかどうかは、吏部が裁定し、皇帝が認可して決められることとなった。

巡撫（従二品）の場合はいささか複雑で、かつ興味深い。まず乾隆十四年以前では、皆兵部侍郎銜を兼銜するが、侍郎から巡撫に任じられたものは、兵部右侍郎銜と都察院右副都御史銜（正三品）を帯びる。これに対し、内閣学士（従二品）や京卿（三品）、布政使（従二品）から巡撫に任じられたものは、右副都御史銜のみであり、左僉都御史（正四品）・四品京卿・按察使（正三品）から巡撫に任じられたものは右僉都御史銜（正四品）のみである。そして、乾隆十四年以降は、侍郎

から任じられたものは以前と変わらぬが、それ以外の場合はみな右副都御史銜を兼銜し、兵部侍郎銜を兼銜するかどうかは、やはり吏部の裁定によることとなった。つまり同じ巡撫であっても、当然存在する個々人の辿った官僚履歴の差が、それは限られた時間内のものであるけれども――兼銜に反映され、ある程度分かるようになっているのである。具体的な事例として、康熙年間の河南巡撫鹿祐(康熙四十八年～五十三年任)と山東巡撫蔣陳錫(康熙四十七年～四十九年任)の例を見よう。

『万寿盛典』巻三十一によれば、河南巡撫鹿祐の肩書きは

巡撫河南等處地方提督軍務兼理河道兵部右侍郎都察院右副都御史加五級臣鹿祐

であり、蔣陳錫は

巡撫山東等處地方督理營田兼理軍務都察院右副都御史加四級臣蔣陳錫

である。この二人の内、鹿祐の方が兵部右侍郎銜を兼銜し、蔣陳錫が兼銜していない理由は、鹿祐の方が兵部左侍郎から任命されたのに対し、蔣陳錫が山東布政使から任命されたからなのである。

また、例えば、督撫の「兼銜」は、朝会の班位や俸銀にも影響を与える。俸銀のことは次の節でまとめて取り上げるので、ここでは班位のことについて若干触れておこう。

先に挙げたように、乾隆十四年以降の場合、同じ「総督」「巡撫」であっても、「尚書銜」を兼銜するか否か、また「兵部侍郎銜」を兼銜するか否か、兼銜に差別が存在する。そしてこれによって班位も左右される。福格『聽雨叢談』巻六に次のような記事が見える。

按ずるに、朝会の班位についていえば、総督は尚書銜を加銜されて、やっと従一品班の末に入る。巡撫は侍郎銜を加銜されたものにして、やっと二品班の末に入る。そうでないものは、巡撫にしてわずかに三品の班に入る。

このことは何も督撫に限ったことではない。

部院衙門官に兼銜有れば、則ち其の銜の大なる者に従う。(光緒「大清會典事例」礼部七、朝会、班位、康熙十六年題准)  
以上によって、「兼銜」の中には微妙な差違が存在する場合があり、官僚社会の中での目に見える序列化に対して、一定の役割を果たしていたことが理解される。

## 第二節 「本官」と「正俸」の関係について

官僚の「正俸」は、清初においては、正一品から従九品までの十八ランク、順治十年(一六五三)から十三年(一六五六)の変革を経て、それ以降は、一品から九品までの九ランクに区分されていた。原則として(若干の無級のものを除いて)一つの「職事官」にはそれが位置付けられる品階が一つあり、同時にその品階が寄禄階となり、そのランクに照らして正俸は決定されることは先にも述べたとおりである。「本官」が某県知県なら、品階は正七品、従って正俸は四十五兩と一意に決定される。そして現実には、例えば京官の場合には、「正俸」に同額の「恩俸」<sup>⑳</sup>が加わり、また正俸銀一兩毎に一斛の「禄米」<sup>㉑</sup>が加わって、所謂「俸禄」を構成する(この場合を「双俸单米」という)。

さて、この「本官」と「正俸」の関係を、俸銀の受領期間という観点から注目すると、「正俸」が官僚の履歴に与える影響に関して一つの理解を得ることが出来る。そしてしばしば陞任人事の際に使用される、「論俸陞転」(「俸を論じて陞転す」。また「論俸陞遷」とも)といった概念にも理解が及ぼう。

所謂「某年俸満(俸が基準の年限に達した)」を基準として人事考課を行う考満制度は、明代から引き続き康熙四年に停止されるまで実施されていたが、この際の吏部考功司の「考満疏」が、明代嘉靖期のものであるが題稿の形(「吏部考功司題稿」)で残存している。ここには二種類の定型表現が見える。一つは

正某品俸を歴すること、三十六箇月。<sup>㉒</sup>

というものであり、もう一つは

某は正(従)何品、今該に(正)従某品に陞るべし。<sup>②③</sup>

というものである。そして実際には、この考功司の判断に基づいて文選司のもと銓選が行われるわけである。

このことからすれば、ある基準を満たす(例えば「資俸合例」<sup>②④</sup>と表現される)と、まず官品が上昇可能となり、その結果、その品階に対応する(「対品」)ポストに就任できる資格が生じるという順であることが想像される。そして陞転の大きな要素の一つである「俸淺」「俸深」「俸滿」とは、原則としては「正俸を何年もらったか」ということを基準にしているのであつて、「某職事官を何年務めたか」ではないということができよう。「歴俸某年」とはいつても「歴職某年」とはいわぬことがこれを端的に示す。

この官品による歴俸中心の原則は、一見どちらが主従でもいいことのように思われるが、現実に官僚の所有する「銜」と「缺」の平衡関係が崩れてしまう場合や、また罰俸のような処分制度を理解する上では重要である。

清代の官員処分については、第二章でも触れるが、大凡処分の厳しい順に、「革職(免職)」「降級(官品を下げる)」「罰俸(俸給を天引きする)」となつている(実際には多様な組み合わせがあるので更に複雑である)。このうち、降級処分を例に取り上げてみよう。例えば、ある知県が降一級留任の処分を受けたとしよう。その時点での彼は、官品を一級下げ、結果従七品俸で知県をそのまま務めることになる(ただし、正七品と従七品は、正俸の点では同じ四十五兩であるので、実際には正七品俸と正八品俸四十兩の差額五兩を半分にして、二兩五錢を布政司庫に天引きされ処理される。これを「折半扣繳(解)」<sup>②⑤</sup>という)。彼は三年間問題を起さなければ、上司の奏請によつて原級に戻る(「開復」)資格を得るが、途中で罰俸三ヶ月の処分を受けたらどうなるか。彼が従七品俸三ヶ月分を早速に支払うことが出来れば、変わりなく三年で開復出来る見込みがあるが、もし何も支払わなければ、その期間は三年三ヶ月に延長されてしまう<sup>②⑥</sup>(乾隆「大清会典」卷六、吏部、考功清吏司、考察／「錢穀指南」元、文武食俸)。当然罰俸一年ならば、期間は四年となる(王又槐「考成章程」、降級、罰俸、住俸例)。

この極めて単純な処置は、ある実職を例えば実際三年務めたところで、途中になんらかの処分が俸給が止まった期間が

あつた場合、吏部の記録としては三年の扱いにならぬということ、即ち俸給の受領期間が、しばしば人事に関する史料に現れる「年満補授（年）が規定に達したので官職を授ける）」などと言う場合の「年」に該当し、履歴上重要であることを確認させる。その意味で、乾隆七年（一七四二）に、これからは「革職留任」（免職ではあるが、職務だけは遂行させる処分。この場合は「不食俸」といい、規定上俸銀は支給されない。）処分は、たとえ革職を解かれた後でも、「革職留任」中の期間を履歴に加算してはいけない、つまり大雑把に表現すれば、履歴はストップしていたものと見なす、という吏部の決定がなされているが、これは、上述の俸給の受領期間が履歴に与える影響を、革職留任処分に対して以前より厳密に適用することで、処分を実質厳しいものにする判断であつたといえる。

他面、このような現実の時間と記録上の期間のずれは、限られた官僚人生に大きな影響を与えずにはおかなかつたであろうから、「革職」程の厳しい処分ではない、「降級」や「罰俸」においては、そのずれを埋めたり緩和したりする手段が、様々に講じられたことにも留意したい。降級留任の官員の場合は、「降級日期は均しく一并に較算するを準ず」（降級中の期間も履歴として計算する）というのも、降級処分によつて俸銀が減給される場合でも、その受領期間については、正俸に準じて扱ふと解釈できる。また、例えば外官は錢糧の徴収などに関して、罰俸処分を受けることが非常に多かつたことに對し、以下のような措置が採られている。

向例、外官に罰俸の案有らば、俸銀を將て追解するを除くの外、又罰俸の年限の扣滿するを俟つて、方めて常に照らして陞転するを許さば、則ち案件多き者、陞遷に望み無し。嗣後、各項の応に陞すべきの人員、如し罰俸の銀兩を將て完解すれば、戸部由り吏部に知照し、其の常に照らして陞転するを准す。

（雍正「欽定吏部銓選漢官則例」卷三、停陞罰俸）

これによれば、外官においては、雍正七年（一七二九）<sup>④</sup>以前には、例えば罰俸三ヶ月の処分を受ければ、俸銀を三ヶ月分天引きされるだけでなく、三ヶ月間は俸銀がないものとして履歴が停止していると見なされていたが、この規定によつて、

処分規定額の俸銀を支払えば、履歴を停止させない、即ち「罰俸」を構成する処分要素が、従来の「俸銀」(金額)と「年限」(時間)から、「俸銀」だけに実質軽減されたことが分かる。これらのことよって、俸給の受領期間が重要な事基準の一つであったことを確認できると同時に、また「陞遷に望み無」き状況に対して、国家はある程度融通を利かせようとしていたこと―そして後に論じるように加級もその一つとして機能した―を窺うに足るであろう。

さて、すでに第一節でみた「加銜」「兼銜」があつた場合の、正俸についても若干触れておかねばならぬ。先にも見たように、

凡そ加銜は、特恩より出で、定秩無し。其の開列陞転は、仍ほ本任に照らす。……

という文言が示すように、「加銜」による正俸の変化には、完全に一定した規定がない。これはすでに見たように加銜にも様々な種類があるから、当然ともいえる。捐銜をしばらくおくとしても、高士奇の例が示すように、至るところに様々な例を見いだすことが出来る。

しかし、あえて言うならば、本官の構成要素としての「銜」が上昇するような「加銜」のケースは、常徳寿の例(①)も示すように、陞銜に照らして俸給を支給するというのが原則ではなかつたかと推察される。従つて王弘祚(②)は、陞銜に伴い俸銀も上昇したであろうし、また祖承祚(③)のような場合(そして恐らくは劉正遠(⑤)も)、正五品の正俸を支給されていたのではないかと思われる。従つて本官の「銜」を上昇させる「陞銜」のような「加銜」は、それを受けた官僚にとつては、単に肩書きの上昇のみならず、俸銀の上昇を意味するという点でも十分に価値があつたに違いない。

また、「本官」を維持した上での「加銜」は、恐らく先に見た方濬師『蕉軒随録』卷三の「知県加銜」の記事に現れる虚銜と同類と見なせるように思う。各地の知県等がすべて、捐銜に照らして俸禄を受領していたと考えるのは非現実的であるから、このような加銜には、正俸の上昇が原則伴わなかつたのではないかと考えられる。

また「兼銜」の場合の俸銀であるが、例えば先に見た督撫の場合は、康熙九年(一六七〇)の決定によれば、

督撫に原と一二品銜を加える者有れば、銜品に照らして支俸す。若し三品以下の官の推授されたる者は仍ほ三品俸を支す。  
〔欽定大清會典則例〕卷五十一、吏部、俸餉上、在外文武俸銀

とあるが、実際には先に見たような兼銜の区別もあって、ここにいう程には単純ではなかったようである。しかし後には班位の場合と同様、尚書銜と兵部侍郎銜の有無で差がつけられるようになっていく。<sup>⑤</sup>尚書銜を兼銜するものは一品俸百八十兩、侍郎銜を兼銜するものは二品俸百五十兩を支給されるというわけである。当然兵部侍郎銜を兼銜せぬ巡撫―例えば地方官あがりの巡撫―は、「本官」は従二品であるにも拘わらず、三品俸しか支給されなかったであろう。これは、同じ督撫であっても、「兼銜」に変化をつけることで差違を設けようとしていたことに通じると考えられる。無論、兼銜によつてのみ序列化し、正俸に差を設けなかった、つまり本官の銜に照らして支給するという原則に則つたままの場合もあることを指摘しておかねばならぬ。

（順治十五年）また諸学士中に、一人掌印学士を設けた。秩は正五品であり、三品礼部侍郎銜を兼ねる。それ以外の学士は皆正五品であり、兼銜しない。  
〔聽雨叢談〕卷一、翰林学士

これなどはその例である。ただいずれにせよ、「加銜」「兼銜」による正俸部分の変化については、いささか制度的なアプローチのみでは現実を網羅的に知ることには限界があるであろう。多分に社会的なアプローチも含め、今後更に検討を行ふべき課題と思われる。

さて、以上官僚の所有する諸ステータス要素と、そこに内在する多様性、官僚としての履歴に与える影響等について、簡略ではあるが見てきた。章を改め「加級」の検討に移る。

① 一例として『世宗憲皇帝上諭内閣』（以下、雍正「上諭内閣」と略称、卷一百四十八、雍正十二年十月二十日付上諭に見える福寿と七達

② 例えば狩野直喜『清朝の制度と文学』（みすず書房、一九八四）の清朝制度、官吏、（二）文官の任務、第三加銜の項（同書三四四頁）、参照。

- ③ ただし、言うまでもないことだが、このことは相対的な価値判断の問題であって、頂戴が重要ではない、と言うことではない。少なくとも初対面の官僚にとっては、相手がどういうランクの人物であるか、また複数対面した場合に、どちらを上位として扱うべきか、そして自分より上か下か、などの判断は、まず頂戴・服飾によっていたことは疑いなく。その意味で「カートニーが A Journal of The Embassy to China in 1792, 1793, 1794 (邦訳『中国訪問使節日記』坂野正高訳註平凡社東洋文庫、一九七五)の中で、対面する官員達の頂戴を必ずとっているほど観察し記載しているのは興味深い。例えば一七九三年七月三十一日の記事や一七九三年十二月二十六・二十八日の記事を参照。
- ④ 雍正「欽定吏部銓選漢官則例」卷三、陞銜留任、原例。  
督撫題請所屬官員賢能、加銜留任或題陞別缺者、除奏特旨外、概不准從。
- ⑤ 「世宗憲皇帝硃批諭旨」卷十下、雍正二年九月十九日付直隸巡撫李維均奏摺。
- ⑥ 「清世祖實錄」卷二十八、順治三年十月丁酉の条。
- ⑦ 「陝西通志」卷五十五、人物一。
- ⑧ 「雲南通志」卷二十一、官蹟、永昌府。
- ⑨ 「清世祖實錄」卷七十三、順治十年三月庚寅の条。
- ⑩ 「宮中檔雍正朝奏摺」第一輯、雍正元年五月十六日付河南巡撫石文焯奏摺。
- ⑪ 彼は、実際には、西安府に赴任する前に更に河南開歸河道に拔擢された。「欽定八旗通志」卷二百一、沈廷正、参照。
- ⑫ 「明清進士題名碑錄」康熙五十一年壬辰科。
- ⑬ 「月令輯要」所載「康熙五十五年三月二十九日奉旨開載」の記事。
- ⑭ 雍正「上諭內閣」卷六十八、雍正六年四月二十四日付上諭。また「清代官員履歷檔案全編」一〇四頁下と一〇六頁下に見える劉正遠の履歷檔を参照。
- ⑮ 「康熙起居注」康熙十六年十一月十八日の条。
- ⑯ 「康熙起居注」康熙十七年閏三月二十一日の条。また「聖祖仁皇帝御製文集」卷七、康熙十七年閏三月二十一日の条にも「中書舍人高士奇」とある。
- ⑰ 乾隆「欽定大清會典則例」卷九、吏部、文選清吏司、漢員陞補は、この規定を「順治元年定」にかける。
- ⑱ なお、付言すれば、降級留任と革職留任の場合は、雍正六年より、朝服・頂帯ともに本任に照らす（則ち変化なし）とされた。乾隆「欽定大清會典則例」卷六十五、禮部、儀制清吏司、冠服参照。
- ⑲ また、それまで存在した兼銜による差違を、他官との序列の均衡をとるために排除したケースもあった。例えば、乾隆十八年までは、各地の道員には、その陞補の原職によつて兼銜に差違があり、参政道（従三品）・副使道（正四品）・參議道（従四品）・僉事道（正五品）の四つがあったが、乾隆十八年、これでは知府（正四品）以下の官僚に比べて「階秩反卑」ということから、一律に正四品官となった。「皇朝文獻通考」卷七十八、職官考二、官制、乾隆十八年の条並びに「清史稿」卷九十一、職官三、道員參照。そして同年に知府も従四品にランクを落とされている。
- ⑳ 「恩俸」は雍正六年（雍正「欽定吏部處分則例」卷之二、降罰、五部堂官加倍給俸によれば、雍正六年二月二十九日奉旨上諭、五部の堂官に加えられたことに始まり、乾隆元年、その他の京官に支給されることが決定され、翌年より支給された。言うまでもなく、外官には養廉銀があるのに比べて、京官は規定の収入が少なかつたからである。

「恩俸」については、『皇朝文獻通考』卷九十、職官考／光緒『欽定大清會典事例』卷二百四十九、戸部・俸餉、文武京官俸祿等も参照。

⑳ ただし、漢官においては、長い間俵米は一律二石に固定されており、雍正三年これを改めるよう上諭が出されている（『清世宗実録』卷三十六、雍正三年九月丁酉の條）。

㉑ 例えは雍正『欽定吏部銓選滿官則例』論俸陞転、雍正『欽定吏部銓選漢官則例』卷三、京官算俸、等参照。

㉒ ただし、「俸滿」を一つの人事の基準概念とすることは清代を通じて変わっていない。

㉓ 例えは「題大学士夏九年考滿疏」「題本部侍郎掌詹事府事張九年考滿疏」。

㉔ 例えは「引奏南京虎賁等衛經歷等官楊時和考滿疏」。

㉕ 『道咸以來朝野雜記』。該書では、計典に際しての考功司の職務を述べるくだりで、「考功司即封門、察核計典人員之資俸合例与否。」という。考滿制度のものではないが、まさにびつたりの表現である。

㉖ なおこの方式は、光緒『欽定大清會典事例』卷二百五十一、俸餉、文武外官俸銀一によれば、乾隆三十年の題准にかかる。また台湾中央研究院歴史語言研究所藏内閣大庫檔案第〇七九八〇号（乾隆二十九年十二月付）からすれば、雲南布政使永泰の奏請による。

㉗ また「未開復之先、有罰俸之案、於年限内加扣罰俸月日。」という乾隆『大清會典』卷六、吏部、考功清吏司、効過の表現は分かりやすい。

㉘ 乾隆『大清會典則例』卷九、吏部、文選清吏司、官員通理前俸。  
（乾隆七年）覆準：向例、革職留任、降級留任官員、開復後、其革職・降級日期、仍接算俸次。但思、革職留任官員、既例不食俸、其革職留任日期、自應不准算俸。至降級留任官員仍照降級食俸、

其開復後、降級日期均準一并較算。

㉙ 註㉚参照。

㉚ ただし京官においては、以前から罰俸によつては陞転は停止せず、その処分を新任に持ち越すとされていた。つまり外官に対しては元來厳しかったといえる。雍正『欽定吏部銓選漢官則例』卷三、京官算俸参照。

㉛ 雍正『欽定吏部處分則例』卷之二、降罰、外任罰俸逐年扣抵によれば、これは雍正七年九月初十日の上諭に基づく。なお『漢官則例』にみえる「各項忠陞人員」とは、ここでは「外任大小官員」の意味である。

㉜ 「池北偶談」卷三、七品銜や「世宗憲皇帝上諭八旗」（以下、雍正「上諭八旗」と略称）卷七、また雍正「上諭内閣」卷八十五の雍正七年八月初四日上諭等も参照。

㉝ こう判断する間接的な根拠として、光緒『欽定大清會典事例』卷二百五十一、戸部、俸餉、文武外官俸銀一に引く乾隆元年覆準の委署官の規定を挙げたい。

各省官弁、除給劄委署者、應得俸薪、按照本銜支領外、……至現任官弁所署之職、無原官支食者、即掃截職噴下、報部撥用、毋令署官任意支食。

ただ、恐らく、この規定の眼目は、「毋令署官任意支食。」にある。従つて、「陞銜」の場合でも、管事先の俸銀を二重に支食していた者が存在したと思われる。また、もう一つ、『西河集』卷一百七「誥授通議大夫通政司通政使楊公神道碑」に見える楊鼎の例を挙げたい。彼は吏科左給事中から、京卿に内陞することになったが、實際に鴻臚寺卿に陞任するまでの間、「以正四品京卿頂帶食俸管札科給事中事」とされた。ここには「銜」の字が見えぬが、恐らく前後から判断して

「陞銜」と同様であったと考えられる。

⑤ 「錢穀指南」元、文武食俸。

乾隆二十五年戸部議覆湖北藩司公泰…各省道員、俱照正四品支俸

銀一百五十兩、停止兼銜支俸。督撫原編俸銀、有兼尚書銜、食二・

三品俸者、有兼侍郎銜、食三品俸者、向不画一。江蘇等省總督・

巡撫均照直隸等省督撫歲支俸銀之例、如兼尚書銜者、支食一品俸  
銀一百八十兩。如係兼侍郎銜者、支食二品俸銀一百五十兩。

又光緒「欽定大清會典事例」卷三百五十一、戸部、俸餉、文武外

官俸銀一、同年奏准。

## 第二章 清代の加級制度

この章においては、清代の加級制度について、その実態面と、また大きな特徴である官員処分との相殺制度（抵銷）制度）について、言及したい①。

### 第一節 ステータスに対する加級の影響

清代の「加級」は、大きく分けて二種類の表現で肩書き等に現れる。一つは「緒言」で示した趙弘燮の例のように、「加某級」というもので、史料上で目にするのはこのタイプがほとんどすべてといつてよい。これに対し稀に、「加某級食某品俸」というものがある②。幾つか例を挙げてみよう③。

① 經筵講官兵部督捕左侍郎加一級食俸臣折庫納 ② 戸部右侍郎加二級食二品俸庫勒納

③ 通議大夫理藩院郎中食三品俸加三級臣文保

これらは分かりやすい。例えば②の例でいえば、戸部右侍郎は正三品④従って通常であれば庫勒納は三品俸を支給されるわけだが、そこを二級上昇させて、俸給を二品俸とするというわけである。従って、通常史料で目にする「加某級」を検討するに当たっては、まず「加某級食何品俸」と排反であるか、則ち（書き分けられていることから同一ではないので）俸給の上昇を伴っているかどうかをまず検討の第一となる。

これを検討する史料として、『乾隆三年在京各衙門文職漢官領過俸米數目併各官職名繕造黃冊』(以下「俸米冊」と略称)を挙げたい。これは名の通り、乾隆三年(一七三八)における、在京文官に対する俸米の支給額を、対象者の官職名・姓名とともにまとめたものである。原文書でないのが惜しまれるが、官職名や姓名から信憑性を確認できる。この時期には、既に俸米支給額は、官人としての官品に平衡関係を持つようになっていたので、逆に本官が同一ランクで、加級所有者の俸米に差があれば、それは「加級」によるものだ、と断定できる。ところが、この「俸米冊」には、加級に関する記載が一切為されていない。例えば、当時内閣大学士で管吏部尚書事であった張廷玉は、加級を所有していたが、そういったデータは削除されている。これに対し、降級処分による俸米支給額のみ天引き額は

御史鍾衡は降三級が有る。俸米四石斗五升を天引きすることにする。

といったように記載されている。これによって、「加級」によっては「俸禄」は上昇しないと判断できる。<sup>⑥</sup>例えば知県が「加二級」を所有したからといって、六品俸を支給される訳ではないのである。この結論は、清代の史料に現れるあれほど沢山の官僚の「加級」が、全て俸禄に対する級刻みの上昇を伴っていたとは、考えられないという凡そ常識の推定するところとも一致するであろう。またこのことは第一章で言及した「陞銜」と決定的に異なる点の一つであることに留意せねばならない。

では、一体この「加級」によって、官僚の諸ステータスの何が具体的に変化するのであろうか。これは大きく分けて二つに分類することが出来る。「冠服」と「封贈階」である。

#### ◎冠服に対する「加級」

加級によって冠服のランクが上昇したことを示すものとして、以下の史料を挙げよう。

(康熙)四十九年覆准…内外文武官或いは議叙して級を加え(議叙加級)、或いは捐納して級を加うる(捐納加級)に、例として一品を過ぐるを得ず。今捐納事例に縁りて、任憑に級を加え、遂に一品自り以て出品に至り、冠頂・坐

褥は尊卑を弁ずる莫く、均しく定例と符さず。嗣後、七品・八品・九品の級を加うる者は、五品を過ぐるを准さず。五品・六品の級を加うる者は、四品を過ぐるを准さず。四品・三品の級を加うる者は、二品を過ぐるを准さず。二品の級を加うる者は、一品を過ぐるを准さず。一品、都統等大臣の如きは、例に照らして東珠一つを飾り、坐褥は狼皮を用い、級を加うる有ると雖も、東珠二つを用い、虎皮の坐褥を用いるを得ず。大学士・尚書は、二品に繋ぐと雖も、均しく是れ一等の職掌なれば、若し級を加うる有れば、冠頂・坐褥は一品と同じ。此の外文武官、級を加える有ると雖も、東珠を飾るを准さず、仍ほ小紅寶石・貔皮の坐褥を飾れ。(乾隆『大清會典則例』卷六十五、礼部、儀制清吏司、冠服<sup>⑦</sup>)

これによれば、康熙四十九年(一七一〇)、「加級」を所有していても本官が七・八・九品官の者なら五品の「冠頂・坐褥」を過ぎて利用してはならぬ、五・六品官なら四品、四品・三品なら二品を、二品なら一品を過ぎてはならぬ等、上限が設定されたことが分かる。

更に注目すべき点として、この康熙四十九年に加級による冠服ランク上昇に制限が設けられるまでは、無差別に一品の冠服までは上昇できたことがあげられる。つまり、このことは「加級」がさほど簡単に入手できるものではなかったこと(またはそのように想定されていたこと)を暗示すると同時に、次第に加級所有者が氾濫するようになって対策に乗り出したことが窺われる。実は、同じ康熙四十九年正月に礼部に対して上諭が降されている。康熙帝は正月に祈穀壇で、正卿噶世図が帽頂に東珠二顆を嵌めているのを見たらしい。東珠は一品官しか嵌めることが許されない貴重なものであり、さらに御史もまた嵌めていたという。「凡そ加級には定例が有る、どうして好き勝手に使用できようか。礼儀は爾が部の專責であるぞ、厳しく査察を加えよ。」<sup>⑧</sup>恐らくは先の制限は、この上諭と関係があるであろう。

ところが、この制限を守らない者もいたらしく、雍正二年(一七二四)になって、再び制限を守るよう礼部による決定がなされている。<sup>⑨</sup>しかしそれでもなお上司に問いただされると、以前加級を計算するのを許されていたことを引き合いに

出す輩もあり、雍正帝が「甚属不合」と言うのも無理はない。そして史料の語るところでは、雍正八年（一七三〇）までには、「以後、内外文武官員の帽頂・補服・坐褥等は、悉く本身の見任の品級に照らし、加級を（所有していると）称して、僭越の端を開いてはならぬ」と、加級による冠服の上昇は一切禁止されることになった。

#### ◎封贈階に対する「加級」

光祿大夫（正一品）から登仕佐郎（従九品）にいたるかつての「散官階」は、「本朝の官制は、文職は大学士が第一の官であり、光祿大夫が第一の階である。」（『浪跡叢談』武階）というように、清代においても存在していた。これらは、様々な事柄を記念して皇帝から恩詔が降された際に、現任官僚、並びにその父母・祖父母に賜与される。生存している者に授ける場合を「封」、死者に授ける場合を「贈」といい、併せて「封贈階」と称する。

この封贈階は、現任官僚の官品を基準に賜与される。則ち恩詔が出された日の官品を基準に、正一品官なら光祿大夫が、従二品なら通奉大夫が、というように序列に従い給封される。同時に「一品官は（一）給封対象となる現任官僚が一品官である場合は）三代に封贈し、二品・三品官は二代に封贈し、七品以上は一代に封贈し、八・九品は本身に給封するだけである。皆相当の誥勅を發給する。」というように祖父母・父母等も封贈される。

この際、加級所有者は、冠服の場合と同様、加級のみだけ本官の官品を上昇させて適用される。例えば、正六品官が加二級を所有していれば、通常なら承徳郎（正六品）の封階の所を、正五品と同等と見なし奉政大夫（正五品）が給封される。これを「加級請封」と言う。実例を挙げよう。

①中憲大夫理藩院郎中加二級臣舒禄克 ②奉政大夫理藩院郎中臣多爾濟

この二人が『清聖祖実録』冒頭の編纂者に列名されているが、同じ理藩院郎中（正五品）であるにも関わらず、封階が舒禄克の方が中憲大夫（正四品）、多爾濟の方が奉政大夫（正五品）と差がついているのは、舒禄克が加二級を所有していたからである。なお恩詔が出される毎に、前詔から改任・陞任あつた者には封贈階の新規給封が行われる。これに対しては、

さすがに前詔以後「加級」しかなかった者には、新規給封をするのは許さないという吏部の決定が康熙二十七年(一六八八)に出されている。<sup>⑮</sup>

ところが加級所有者の増大に伴って、やはり冠服同様の制限を設ける必要ができたらしい。康熙帝六〇歳を祝って、康熙五十二年(一七二三)三月十八日、在京の滿漢文官五品以下、在外の文官四品以下に「加一級」が賜与されたが、恐らくこれと前後して加級請封に上限が設定された。

凡そ級を加えて封を請う(加級請封)の人員、其の級多き者は、仍ほ限るに制を以てす。七品以下は五品を逾えるを得ず、五・六品は四品を逾えず、三・四品は二品を逾えず。(乾隆『欽定大清會典則例』卷三十、吏部、驗封清吏司、封贈)

そして乾隆五十年(一七九〇)には、「八品以下の者は七品を越えてはならないし、七品の者は五品を越えてはならない」と若干制限が更に厳しくなっている。なおこれは乾隆帝八〇歳を記念しての乾隆五十五年(一七九〇)正月恩詔を間近に控えていた。

以上、加級のステータスに対する影響を見てきた。率直に言えば、加級所有者の増大及び個人の所有する「加級」数の増加に伴い、清朝国家は本官に対するその効果を制限し、結果、その部分での価値は当然のように低下していったといえる。実際、順治年間においては、加級所有者は、加級を所有していない者に対して優先的に陞補が為されていたという。しかしこれも、康熙三年(一六六四)に停止された。<sup>⑯</sup>『清経世文編』卷十九、吏政五、考察に引く工科給事中姜希轍「請禁躡陞疏」(順治十五年(一六五八)が、「逃人の拏獲・荒田の開墾・漕糧の完了といったことで、「加級」や「不論俸滿即陞(俸滿を待たずに昇進する資格)」が与えられ、順序を越えてにわかに陞用される。しかし、この三者などは臣下たるもの当然為すべき職分である。このような特典は廃止すべきだ。」と語っているのは、「加級」がステータスに対する影響を最

も維持していた最後の段階の実態を窺わせると同時に、既に「加級」そのものが、陞遷という官僚人事の焦点からも見直しを迫られていたことが知られる。そしてまた、このような事態と議論の背景には、先に冠服の項で挙げた康熙四十九年の制限決定に「今捐納事例に縁りて、任憑に級を加え、遂に一品自り以て出品に至り、」と明言されているように、「捐納加級」による加級所有者の増大及び個人の所有する「加級」数の増加の兆しがあったであろうことは十分に留意されねばならない<sup>⑧</sup>。康熙帝が即位して間もない順治十八（一六六一）年十月に、捐納による加級の報償が一度停止された<sup>⑨</sup>しかし少なくとも康熙七年（一六六八）の直隸・河南・山東の賑済に際しては、早くも加級の報償が許可されている<sup>⑩</sup>のも、このような流れの中で捉えることが出来るであろう。

ただし、ここで注意されねばならないのは、以上見たような加級単体の価値（効果）の低下は、より全体的な官僚機構の秩序バランスを十分維持しようと呼応した結果だということなのである。

では翻って、このように「加級」の価値（所有効果）が低下していく中で、官員達は、例えば捐納において、一体何を期待して「加級」を購入したのであろうか。それは、加級の持つ「抵銷」効果によって理解される。

## 第二節 加級と官員処分の抵銷措置

官員が「加級」を獲得する手段は、大きく分けて三つある。「恩詔加級」「議叙加級」「捐納加級」である。「恩詔加級」とは、恩詔によって賜与される加級であり、先に見た康熙五十二年の例の他、在京官員に「加一級」が賜与された康熙十四年（一六七五）の例（二月の立太子にちなむものか）<sup>⑪</sup>、雍正十三年（一七三五）乾隆帝登極に際しての例等を挙げることが出来る。「捐納加級」とは、捐納によって手に入れた加級であり、順治十一（一六五四）年にすでにその報償を含む捐例が見られる<sup>⑫</sup>。「議叙加級」とは先の姜希轍「請禁陞陞疏」にも言及されていたように、官員が職務上の功績を評価されて授けられるものであり、乾隆『大清会典則例』等には、事細かな規定が溢れかえっている<sup>⑬</sup>。この「議叙加級」は、更に二分出

来、軍功によつて兵部から議叙されるものを「軍功加級」、それ以外は吏部から議叙される。この「軍功加級」は、他の手段で獲得した加級に比べて、官員処分との相殺効果が高く設定されているだけでなく、他の「加級」が、陞転時には（他面、対品の任用の場合にはそのまま持ち越せる）概ね紀錄一次に読み替えられてしまうの<sup>24</sup>に對し、持ち越すことができるという特徴を持つている。これを「隨帶（級）」と呼ぶ。

さて、以上のような手段を通して獲得された「加級」は、官員が公罪によつて罰俸や降級処分を受けた際には、その処分を相殺できた。これを「抵銷」という。

先にも述べたように、官員の処分は概ね「罰俸」「降級」「革職」の三種類に大別される。「罰俸」には一月、二月、三月、六月、九月、一年、二年の七段階がある。また官品を下げる（同時に俸禄も段階的に減少する）「降級」には、「降一級」から「降五級」までの五段階があり、比較的軽罪ならば、そのまま職務を遂行させる「降級留任」という処分に、また重罪ならば、本官全体を下げる、實質左遷の「降級調用」という処分になる。降級留任処分は概ね「降一級」から「降三級」までの範囲に存在し、（即ち「降一級留任」「降二級留任」「降三級留任」。稀に、降四級・降五級でも留任の場合がある）、調用処分は「降一級」から「降五級」までの範囲に存在する（即ち「降一級調用」から「降五級調用」）。革職にも「革職留任」「革職離任」「革職永不叙用（官職に就く資格を剝奪する）」の三段階がある。この内、「加級」は「罰俸」と「降級」処分の抵銷を許されるが、実際には「降級」処分抵銷において、現実的な見地から制限事項が存在する。

「降級留任」処分は、その処分の重さを示す段階とは別に、その事由となつた案件の種類によつて大きく二種類に分けられる。一つは、錢糧の徴収が不十分である場合（錢糧未徴）や犯人の逮捕（緝犯）がまだであるといった、「降級留任」処分を該官に与えただけで事足りるとすると、損害なり被害が残る場合で、このような場合には「降級留任」と同時に本案の完結を急がせ、その完結を待つて処分を解く（開復）。これを「降級戴罪凶功留任<sup>25</sup>」という。これは軽い「降俸戴罪<sup>26</sup>」と重い「降職戴罪」とに分けられるが、これら「戴罪」処分においては、抵銷は認められない。従つて、この「戴

罪」に入らない案件に基づく「降級留任」処分（この場合は三年間問題を起こさなければ（三年無過）開復の資格を得る）と「降級調用」処分において抵銷が許される。一例を挙げよう。

康熙三十六年、江寧巡撫宋犖・江南江西總督范承勳・署理漕務總河董安国の三人は、治下の塩城縣などの六州縣が水災を被つた際に、田地の処置をめぐる戸部と意見が合わなかつた。康熙帝は戸部の意見が正しいと判断し、三人を処分するよう吏部に命を下し、結果吏部の下した判断は、宋犖が「革職」、范承勳・董安国兩人は「降四級調用」、但し范承勳には「加四級紀錄十次」があるので、その内の「紀錄八次加二級」をもって抵銷し、その降級調用処分を免じ、また董安国にも「加三級」があるので「降三級」と抵銷し、「降一級調用」とする、というものであつた。しかしさすがに康熙帝は、この件で督撫クラスが一度に二人も任を解かれるというのは現実的ではないと判断したのであろう、宋犖は革職を免じ、「降五級留任」とし加級・紀錄があれば抵銷を許す（ちなみに、実際に彼は加三級を所有していたので、抵銷した。）とし、董安国は、「降三級」を「加三級」で抵銷した上で、「留任（降一級留任）」とするように、と指示を下した。<sup>②</sup>

但し、「降級調用」処分が、この例のように常に抵銷を許されるというわけではない。もとより「降級調用」処分は、相当地に重い事案に基づく処分を含むから、予め「不准抵銷（抵銷は許可しない）」との規定がある場合（「城池失陥」等）があり、また具體の結果「不准抵銷」と判断された多くのケースも檔案の中に見いだせる。また京察・大計によつて降級調用となつた場合は当然抵銷が許されない。

このように見てくると、かなり限られた範囲でしか「抵銷」が許されなかつたような印象を受けるが、実際には、職務上のありとあらゆる場面で発生する落ち度（例えば期限までに事務が完了しなかつた、犯人を一度は逮捕したのに脱獄を許した、勅諭を火事で焼失した、等「因公誣誤」「錯誤」と表現されるもの）に対しては、有効に働いたといえる。逆にいえば、このような「落ち度」での処分を常にまともを受けていたのでは、昇進はおろか、俸祿すら満足に受領できなかつたであろう。その意味で、時代は随分後の史料になるが、周詢『蜀海叢談』が清末の地方官の様子を

「級」は捐納でき、州県官の場合、一級につき銀二百兩余りである。だから、実缺所有者は、普段から数級捐納で手に入れておき、抵銷に備えている。(同書「挙劾奨罰」)

と陳べているのは、「加級」の奈辺にその利用価値を見出していたか、官僚の捉え方を端的に示していると言えよう。

この抵銷制度は、概ね、清初から康熙四年(一六六五)の時期と、雍正三年(一七二五)から雍正六年の時期の、二つの時期において整理された。以下に清代抵銷制度の成立を編年で簡略に一瞥することにする。

史料によれば、清初に紀錄(吏部における評価加点)による抵銷制度が成立し(順治十四年(一六五七)「康熙元年(一六六二)」、少し遅れて加級による抵銷制度が整えられたことになっている。まず、順治十四年に「紀錄一次で罰俸半年」、「紀錄二次で罰俸一年」、「紀錄四次で降一級」との抵銷が規定された。注目すべき点として、この時、戴罪の場合の抵銷禁止がすでに明言されていることと、また錢糧関係の処分でも抵銷が許されていることが挙げられる。特に後者は後に一つの議論の中心になる。

ところがまもなく、「紀錄二次で降一級」抵銷と、抵銷効果が倍に変更されたらしい。③④。そしてまた康熙元年になって、順治十四年の規定に戻されている。③④。

康熙二年(一六六三)から康熙四年にかけては、抵銷制度の根幹が矢継ぎ早に整理されている。まず康熙二年になって「加一級で降一級」に抵銷することが議准され、康熙三年には「錢糧は重要であり、抵銷を准せば、官員が徴収を怠ける」というまこと至極な理由で、錢糧未徴の案件に関しては抵銷が禁止された。③④。続く康熙四年には降級留任処分を受けた者が、後に加級を得た場合、遡及して抵銷することが許された。③④。この遡及して抵銷を許されるのは加級の大きな特徴であるが、他面当然推測されるように、処分を受けてから加級を捐納することで、その処分を切り抜ける官員の増加を招くようになった。一つの興味深い例として、康熙十二年(一六七三)十二月初七日、陝西道監察御史加一級胡三祝は、次のような内容を上奏している。

……臣の堂官嚴沆はもと（太僕寺）小卿でありました。康熙十一年九月に旨に従い察議具奏したことが原因となり、降一級罰俸一年留任の処分をうけました。康熙十二年五月になり、彼は「河工銀」千両を捐納し、例に照らして加一級を受け、先の降一級に抵銷を許され、まもなく昇進して臣の衙門の僉都御史となり、今ではいかめしくも左副都御史におります。彼は例に従って捐納し、例に従って加級して、元の級に戻りました（「還級」）から、（このこと自体については）殊更詮議立てようとは思いません。ただ、先でも後でもなく、丁度（自身の）陞転停止（降級留任中は陞転が停止される）の時に、千金を投げ捨て、事をうまく運びました。そもそも憲臣なるものは、都察院の領袖であり、綱紀を振揚し、九卿中でも最も清要の官であり、その人たるや、恬靜剛方、顧佐・海瑞の如き臣にしてはじめてその職に適います。今嚴沆は錢でもって昇進を得たに過ぎない輩、人品卑下、この風紀の要地（都察院）が、彼のようなものの窃み居るところではないこと、問わずして明らかであります。臣思いますに、例に良からぬ点が有りました、だからこそそのような輩が「公義」を名目に自らの利益をはかれるのです。臣請いますに、部に命じて酌議させ、今後大小官員が河工について捐納額が千両に達した場合、調査してその該当官員に現在降級が無ければ、この級を「実加之級」とし、通常通り陞転することを許可します、もし降級処分を受け、まだ還級していない場合は、（捐納による）この級は、「所帯之級」として（抵銷を許さず）、通常通りの陞転に与ることが出来ませんように。……<sup>⑤</sup>

そしてこのようなケースがその後も増え議論を呼んだのであろう、康熙二十三年（一六八四）には「捐納加級」による遡及抵銷の停止が決定されている。

続いて雍正三年九月二十三日に以下のような上諭が出されている。

……そもそも一人の身には、功績もあれば過ちもあり、一官の級には、降る場合もあれば加わる場合もある。旧例、官員が降級留任となれば、その陞転を停止し、三年過無くして、はじめて開復を准し、降級の後に、恩詔加級があつても、抵銷を准さなかつた、（これは）功で過を補い、人に自ら誤りを正させる道理ではない。以後、降級留任の官員

が、恩詔および議叙加級を受けた場合、加一級で降一級に抵銷することを准す、(さすれば)人皆奮勵し、勉めて(降級の)後に功績を挙げようとするであろう、これもまた吏治を鼓舞する一法である。ただし降級の後に加級を捐納した者については、前案を抵銷することは出来ない。<sup>⑤7</sup>

実はこの内容そのものは、すでに見たように康熙年間に確定していることばかりである。康熙『欽定処分則例』(康熙十二年議定)開復降級留任によれば、

一定例・内外官員、事に困りて降級留任せる者有れば、參年過無くして、方めて開復を題請するを准す。……如し内外大小各官の降級留任せる者、後に級を加うるに遇わば、其の前降の級を抵銷するを准す、等語あり。

とある。従つてこの雍正三年の上諭の焦点は、一つは「恩詔加級」による遡及抵銷許可の明言(これは『六部則例新編』がこの項目のタイトルを「恩詔議叙加級抵銷」と銘打っていることからそう理解される)と、同時に、康熙二十三年に決められた捐納加級の遡及抵銷停止を含めた抵銷制度の整理と再確認にあつたと思われる。

続いて雍正六年、抵銷制度における重要な制定がなされた。それまでは、「加級」が「降級」に、「紀録」が「降級」「罰俸」に抵銷できるとされてはいたが、「加級」を「紀録」に読み替えて、「罰俸」に抵銷することは認められていなかった。それがこの年まず在京八旗武職官員に限り可能となつたのである。<sup>⑤8</sup>これは後に乾隆八年(一七四三)十一月まで順次全ての官員に適用されていく糸口となつた。

ここに至つて抵銷制度は、抵銷関係の基本的なアウトラインの完成を見た。以上の内容を一覽にすると以下のようなのである。

罰俸一ヶ月	降一級↑加一級/紀録四次
二ヶ月	二級↑加二級/紀録八次
三ヶ月	三級↑加三級/紀録十二次
合計六ヶ月になれば、紀録一次 <sup>⑤9</sup>	

六ヶ月↑紀錄一次

九ヶ月

一年↑紀錄二次

二年↑紀錄四次／加一級

四級↑加四級／紀錄一六次

五級↑加五級／紀錄二十次

また軍功加級についても若干触れておくと、雍正十二年（一七三四）までは、通常の加級の四倍の抵銷効果を有していた（則ち軍功紀錄一次は、降一級と抵銷できた）。雍正十二年になってこの効果は半減され、通常の二倍とされている。<sup>⑩</sup>

このように見てくると、冠服や封贈階を上昇させるといった加級の本来的な効果が制限されていくのと時を同じくして、抵銷制度も整頓されていくのがよく分かる。そこに我々は、ある意味でささいな加級制度のようなものにとすら、当時の人々がより大きな秩序のバランスといった点から不断に配慮していたことを感じ取ることができるであろう。

最後に、上記のように体系化された加級・紀錄による抵銷制度ではあったが、早くも乾隆十年（一七四五）になって、間接的に大きな変化に見舞われることになった。この年、従来実施されていた捐納の、実官と関係のない部分については、「現行事例」として固定化され、常時捐納出来るようになったのである。当然加級も常時捐納で入手出来るようになり、所有者の爆発的な増加を招くことになった。

同知年間刊本の『増修現行常例』は、数多の報償項目の中で、「捐加級紀錄」として「加級」値段表を最初に掲げている。当時の官僚達の関心の高さを推して知ることが出来るよう。

① なお、章を進めるに先立ち、清代加級制度の萌芽として、明代の加級制度について若干触れておきたい。万曆「大明会典」以降の官制の变化や、官僚処分の実態については残念ながら、清代のそれと同レベルで論じることが現在の筆者の力量では不可能である。崇禎の実録が存在せず、また崇禎年間の実態を知る上で欠かせない「明清档案」が

兵部関係文書に偏っているため、どうしても文官系統に議論を敷衍し一般化していくことが躊躇される。その上でなお、幾つかの事実を指摘して後考を期したい。

まず、清代の官僚のように、肩書きの一部として「加級」を記す例は、ほとんど探し出せていない。わずかに「神機六當右營副將署都督

- 僉事加一級唐銜正」(『明清史料』辛編第十本九四六頁)といった例がある程度である。これに対し、「加級」の実例は遙かに多く探し出せる。例えば、孫伝庭『白谷集』巻一、辞加級銀弊疏によれば、「……該本部(戸部)覆題、崇禎十年十一月初六日、奉聖旨、李虞夔卯加一級、賈鶴年等俱紀錄。孫伝庭(この時陝西巡撫)清屯充餉、勞怨不辭、著加一級、仍賞銀三十兩・紵絲二表裏、用昭激勸。」とある(同様に兩広総督王業浩も「加一級賞銀三十兩」を受けている(『明清史料』癸編第一本三七頁))し、龍門と長安嶺で工事が終了したのに対し、宣府巡撫が叙功を請うたところ「張魏等三員各加一級、劉芳登等十三員各紀錄、……」との旨が降っている(『明清史料』乙編第五本四〇四頁)。此外にも『明史』等も含め実例を探し出すことが出来る。ただ残念なことに、いずれも、武官や軍功系統のものであり、また詳細はほとんど解明出来ていない。章の中で論究するように、清代「加級」制度は「降級」制度と密接に関連している。とすれば、『明実録』や『万曆邸鈔』中にあるほど数多の降級例があれば、もっと文官の加級例が見つかってよさそうなものであるが、実際はそうではない。このことは言葉による印象とは異なり、別々に發展を遂げたのではないかと類推させるであろう。いずれにせよ、考成法の検討も含めて別の角度から検討すべき課題である。
- ② 更に希な場合として、頂戴のみのランクを上げる「加頂戴何級」という例もある。例えば、乾隆十六年二月十三日、江南河道總督であった高斌は「加一級」を賜ったが、同時に協辦であった張師載は「加頂戴一級」を賜った(欽定『南巡聖典』巻六十九)。
- ③ それぞれ①康熙「欽定処分則例」(国立国会図書館蔵本)冒頭の編纂者列銜②台湾中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案第一〇四三七七号(康熙二十三年三月二十二日付)③「大清聖祖仁皇帝実

録」冒頭編纂者列銜。

- ④ 康熙二十三年段階。雍正八年、正一品に変更。
- ⑤ 「史料叢編」第一集(羅雪堂先生全集五編)収。
- ⑥ 俸米冊という史料の正確からすれば、より厳密に言えば、この時期には俸給の増加を伴わなかった、というべきかもしれないが、管見の限りでは、前後の時代の史料にも、加級による俸給の増加を指し示す史料はない。従って恐らくは通常の吏部の加級においては、清朝を通じて俸給の増加はなかったと判断される。
- ⑦ なおこの覆准は「本朝統增則例類編」吏部上、加級紀錄、加級俱准註冊、不許僭越頂子坐褥にも収載。
- ⑧ 「聖祖仁皇帝聖訓」巻五十三。
- ⑨ 乾隆「大清會典則例」巻六十五、礼部、儀制清吏司、冠服。
- ⑩ 雍正「上諭八旗」巻八、雍正八年四月十四日付上諭。また乾隆「大清會典則例」巻六十五、礼部、儀制清吏司、冠服。
- ⑪ これ以外にも清初においては、考満の都度封贈が行われていたが、康熙二年にこの「考満封贈」は停止された。『清朝文獻通考』巻五十九、選舉十三參照。
- ⑫ 「順治實録」巻四十一、順治五年乙丑の条。また乾隆「大清會典則例」巻三十、吏部、驗封清吏司、封贈に収載。
- ⑬ 「六部題定新例」吏部中、封贈事例、康熙十五年正月。また「新增更定六部考成現行則例」巻二、加紀、封贈事例にも収載。
- 其前語後、授職官陞級改任者、着照例封贈。
- また「六部題定新例」吏部下、恩詔封贈、康熙二十一年三月。
- 其遇前詔已封過後、改任者、照其改任封贈、陞級者、照所陞級換頂帶、於新銜封贈。
- ⑭ 乾隆「大清會典則例」巻三十、吏部、驗封清吏司、封贈。

⑮ 『万寿盛典』卷二十六、六月二十四日吏部尚書臣富寧安等謹奏為請  
旨事所引。

⑯ 『八旬万寿盛典』卷六十三、乾隆五十五年。

⑰ 『六部題定新例』吏部中、加紀、加級改紀錄。

世祖皇帝時、在外凡有加級・紀錄官員、歷俸年滿、与無加級・紀錄官員、先行陞補。康熙三年三月内、台臣喬采奏、九卿會議、其陞転照加級・紀錄先陞転之處、応行停止。凡陞転任内、銷其所加一級、改為紀錄一次、將紀錄仍帶新任註冊、等因具題、奉旨、依議。

なお『本朝則例類編』吏部卷上、加級紀錄、陞任加級改紀錄、康熙七年八月、また『新增更定六部考成現行則例』加紀、加級改紀錄にも収載。

⑱ 山田耕一郎「清初の捐納―三藩の乱との關係を中心として―」（『駁台史学』第六十六号、一九八六年）の第一表によれば、すでに順治十一年の捐例の中に、加級の報償を見いだすことができる。

⑲ 『明清檔案』雍正の順治十八年十月付車克等（当時吏部尚書であつた）題本。なおこれは『清聖祖實錄』卷四、順治十八年九月庚子の条に見える康熙帝の意見に基づく。

⑳ 『万寿盛典』卷二十六。

㉑ 『定例統編』卷三、吏部職制下三、恩詔加級准抵銷、雍正十三年十一月。

㉒ 註⑬参照。

㉓ 例えば、私鑄錢犯を逮捕した場合、一件につき紀錄一次が与えられ、四件で加一級が与えられた（乾隆『大清會典則例』卷十八、吏部、考功清吏司、錢法、康熙十二年覆准）。

㉔ 註⑰参照。ただし、より厳密には、漢官は紀錄一次に読み替えてい

たが、漢官においては、一切削除されていた。しかし雍正三年になり、吏部侍郎傅敏の意見に基づいて、漢漢ともに紀錄一次に読み替えることとなつた。『諭行旗務奏議』卷三、また雍正「欽定吏部滿官則例」官員加級参照。

㉕ また、督撫クラスの高官においては、部議が革職等重い処分であつたのに、皇帝の決定によつて「罪を軽くして（從寬）」減罪となるケースも見られる。一例として「康熙朝漢文硃批奏摺彙編」康熙五十二年閏五月付福建浙江總督臣范時崇奏摺参照。

㉖ より厳密にいえば、「降俸減罪」は、俸禄のみを下げる（＝官品が下がった訳ではない）ので、「降級」よりも更に軽い処分だといえる。

㉗ 『西陲類稿』卷三十五、「謝恩疏」（康熙三十六年十月十八日）。

㉘ 例えば、明清史料癸編第六本、五八一頁引湖南学政錢澧の例。彼は県民が「編造狂語」したことを知りながら具奏しなかつた。これに対して吏部は「此案非尋常事件、雖有加級、應不准抵銷。」と判断した。

㉙ 『六部題定新例』吏部中、加紀、紀錄扣抵。

凡紀錄各官、後遇參處、除貪贓壞法、大計京察、失陷城池、八方処分、衙役詐贓不能覺察、等事、凡罪至革職者、一概不准抵算。

凡革職住俸減罪以及降俸降級減罪、原係虛革虛降、俱不便抵算外、其余錢糧參罰以及別項誑悞事故処分、每紀錄二次、抵罰俸一年、紀錄一次抵罰俸半年。如罰俸不至一年・半年、仍留紀錄、竟行減罰。每紀錄四次、抵降職一級。如應降職一級而止有一・二次紀錄者、應降一級、仍帶紀錄。每紀錄八次、抵降職二級。如應降職二級而止有五・六次紀錄者、應准抵降一級、仍降一級、帶所余紀錄。

其有紀錄七・八次或九次十次者、仍照此例抵扣。若紀錄浮於降罰之數者、除抵降罰外、余仍留紀錄註冊、庶於功過相準、勸懲各當矣。順治十四年八月初四日題、初五日奉旨、依議。

其有紀錄七・八次或九次十次者、仍照此例抵扣。若紀錄浮於降罰之數者、除抵降罰外、余仍留紀錄註冊、庶於功過相準、勸懲各當矣。順治十四年八月初四日題、初五日奉旨、依議。

- ⑤⑩ 『清朝文献通考』卷五十九、選舉十三。また註⑨所引車克題本にも「查、綠事降一級者、准抵紀錄式次」とある。
- ⑪ 『六部題定新例』吏部中、加紀、薦紀抵銷次數。また『定例全編』卷五、吏部考功司、凡降罰抵銷。
- ⑫ ただこのことは乾隆『大清會典則例』卷十二、吏部、考功清吏司、陞選、官員降罰抵銷でしか確認できなかったため、更に早い可能性がある。「順治一四年議准……至有加級之官、後遇降級、准其按級抵銷」という『定例全編』卷五、吏部考功司、凡降罰抵銷の史料は他書(特に『六部題定新例』)とは一致しない。
- ⑬ ただし康熙『欽定處分則例』(康熙十二年議定)吏部・薦紀抵銷に至処分拖欠錢糧官員、有軍功者既准抵銷。其因錢糧全完加級・紀錄者、不准抵銷、似屬可憫。相應將処分拖欠錢糧官員、有因錢糧全完加級・紀錄者、仍准抵銷。
- とあるように、軍功加級と錢糧全完によつて得た加級に限り抵銷を許すとその後変更されている。
- ⑭ 『六部題定新例』吏部中、加紀、降級留原任抵銷。  
查、世祖皇帝時、降級留原任官員、後若加級、不准抵銷所降之級。康熙四年三月內奉旨、此等降級又加級者、理應抵銷。欽此。該臣部議覆將此等降級留原任、若有應加級者、俱准抵銷。現在遵行。  
相應仍照見行例可也。奉旨、依議。
- また『新增更定六部考成現行則例』吏部卷二、加紀、降級留原任抵銷にも収載。
- ⑮ 『歷史檔案』(一九九三年第二期)康熙初年有因捐納御史奏章所収。  
『新增更定六部考成現行則例』卷二、加紀、停止捐級抵銷。  
康熙二十三年五月內吏部 題為請停大臣捐輸復職之例等事。該臣等議得御史石 彙奏前事。查定例、内外大小各官有降級留任者、後因功加級、准其抵銷前降之級。嗣因開有捐納事例、凡降級留任官員、後有捐輸加級者、亦照此例准其抵銷、在案。應將此後降級留任内外大小各官、如有捐輸加級、咨送到部、查【者】俱停其即行抵銷、止許註冊、其降級留任之処、仍俟三年照例開復、可也。奉旨、依議。
- ⑯ 雍正『上諭內閣』、卷三十六。また雍正『欽定吏部處分則例』卷二、降罰、降級留任准抵銷、『六部則例新編』吏部、恩詔議叙加級抵銷を参照。
- ⑰ 乾隆『大清會典則例』卷九、吏部、文選清吏司、漢員陞補、官員即陞加級紀錄。ただし恩詔加級はこれを許さない。
- ⑱ 註⑯参照。また乾隆『大清會典則例』卷一百十六、兵部、職方清吏司、公式一、八旗綠旗通例、乾隆八年奉旨及び『定例統編』卷三、吏部職制下三、紀錄抵銷降罰、乾隆八年十一月。
- ⑲ 紀錄一次に及ばない程度の罰俸を受けた場合に、これを註冊して置いて罰俸六ヶ月に達すると紀錄一次と註冊するという手法は、乾隆七年(対旗員)、八年(対京官)に制定された。ただし外官は従来通り、罰俸六ヶ月に達しない場合は抵銷を許さず、罰俸処分とされた。乾隆『大清會典則例』吏部、考功清吏司、卷十二、官員降罰抵銷参照。
- ⑳ 康熙『六部處分則例』吏部、薦紀抵銷、等参照。
- ㉑ 乾隆『大清會典則例』卷十二、官員降罰抵銷、卷一百十六、兵部、職方清吏司、公式一、八旗綠旗通例、参照。
- ㉒ 『清高宗實錄』乾隆十年十月庚申の条。詳細は伍躍『清代捐納制度論考』報捐を中心に(『研究代表者夫馬進』『中國明清地方檔案の研究』、科硏費研究成果報告書、二〇〇〇年)を参照。また許大齡『清代捐納制度』(哈爾濱燕京學社、一九五〇年)八三頁所引。

以上、加級制度の内容と変遷を中心に論じてきたが、翻って考えてみると、この「加級」とは、職権や職銜の付与、俸給の増加を伴わない点で「陞用」や「陞銜」に比べて、国家にとって秩序の側面からしても財政の面からしても、比較的与えやすい褒賞であったと言える。しかも当初は、官僚社会での体面的上昇である冠服のランクの上昇を伴っていたから、尚更ある程度上昇志向を満足させようと言う意味において、賞与しやすかったであろう。思えば、科擧によって開かれた官僚社会と増加する官僚に対応して、官僚個々人の上昇志向を巧みに操作するためには、様々な、かつ差等ある褒賞の形式の存在が不可欠であったに違いない。その意味で「陞用」「陞銜」「加食俸級」「加級」「加頂戴」といった多様な褒賞の存在が、インセンティブを高める手段ともなり、官僚社会の強靱さを支える大きな柱の一つとしての役割を果たしていたことに疑問の余地はない。

ただ、そのような中で、同時に、官僚が日常犯し、自分の官僚人生に大きな支障となり、または挫折をもたらすような網の目のように張り巡らされた多種の処分を、幾分なりとも緩和できるように抵銷効果を備えていたところに、加級制度の巧緻さがあると言えよう。その意味で『蜀海叢談』に見える、捐納で加級を手に入れておき処分に備える地方官の姿は、慣例化していたとは思われるものの、官僚人生を生き抜く上で当然のことであったと思われるし、捐納で加級を準備しておかない地方官に対して、周詢が続けて「平日慢不經心（日頃から全く気配りをしない）」と断じているのは、我々からみても妥当な評価だといわねばならない。また同時に、我々は、加級所有者の増加及び個人の加級数の増加に依じて、加級制度と抵銷制度にある時は修正を加え、ある時は制限を設ける、そこに国家の対応の柔軟性をかいま見ることができであろう。このことは、伝統中国の官僚制度のそこかしこに現れる、一見後手に回っているかのような、对症治疗的に見える国家の対応の中にこそ、実は当時の人々が細やかな注意を払い、情熱を傾け追求した理路があるように思いを

至らせてくれる。そしてこのような視点から追求することで、伝統中国の官僚制度が、官僚社会の中に雪崩れ込んでくる膨大な人々とその多様な欲望の中で、なぜ硬直化したり、押しつぶされたりせずに、かくも生きた強韌さを維持し続けられたのか、という命題へと展望を広げうるに違いない。

(京都大学研修員)

The *Jiaji* 加級 System of Promotion under the Qing Dynasty :  
The Durable Bureaucracy of Late Imperial China

by

ONO Koji

Qing Dynasty (1644-1911) records concerning bureaucratic appointments frequently refer to the term *jiaji*, which represented a means of honoring officials. Significantly, during the Ming Dynasty (1368-1644) this term rarely appears. Instead, it first became prominent during the Qianlong reign (1736-96). As it became common, its original function as a means of praising officials withered, and instead, it could be purchased by officials, who used it as a means to offset any possible future demotions. This elaborate structure, devoted to preserving official posts, represented one of the pillars that accounted for the durability of the traditional Chinese bureaucracy.

The Use and Storage of the Imperial Seals (*Rei-in* 鈐印) :  
Reflections on the Nature of Sovereign Authority

by

KATO Asako

This study represents a reappraisal of both the nature of Imperial authority and conventional wisdom regarding the possession of the official imperial seals of office (*Rei-in*). This monograph analyzes how these seals were used and protected and the implications this has for the nature of sovereignty in ancient Japan.

During the Nara era (710-84), the *Rei-in* was stored in the palace and only lesser ministers of state (*shonagon* 少納言 and *shurei* 主鈴) had the authority to take out the seals and allow them to be used. Save for times when the capital was being moved, these seals could not be removed from the palace. Nevertheless, both emperors (*tenno* 天皇) and retired emperors (*dajo tenno* 太上天皇) could use these seals. The resulting bifurcation of imperial authority